

教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり発令（5件）したのでお知らせします。

記

I

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（多摩地域）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 41歳
- (4) 性 別 女

2 処分の程度

停職6月

3 発令年月日

令和6年3月27日

4 処分理由

令和5年4月頃から同年11月頃までの間に、店舗型性風俗特殊営業店において、不特定の男性客に対する性的なサービスを行う業務に従事するとともに、同男性客に対して性行為を行い、報酬を得るなどした。

II

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（多摩地域）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 63歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

停職1月

3 発令年月日

令和6年3月27日

4 処分理由

令和5年11月10日、勤務校教室において、同校第1学年男子生徒を指導した際、床にうつ伏せになった同生徒の上に馬乗りになり、右手で同生徒の首の後ろをつかんだまま、同生徒を床に押さえつけるなどした。

また、体罰について速やかに管理職に報告すべきところ、これを怠った。

III

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 特別支援学校
- (2) 職 名 校 長
- (3) 年 齢 60歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

減給10分の1 3月

3 発令年月日

令和6年3月27日

4 処分理由

令和4年2月7日、勤務校校長室において、当時同校技能主事に対して、面談を行った際、同技能主事の再任用職員辞退届の提出を求める発言を執拗に行うなどした。

IV

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（多摩地域）
- (2) 職 名 主幹教諭
- (3) 年 齢 48歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

減給10分の1 3月

3 発令年月日

令和6年3月27日

4 処分理由

令和5年7月8日、複合カフェの個室において、同個室のパーソナルコンピュータを使用して、東京都の都民の声総合窓口等に対して、高等学校女性教員になりすまして、別の高等学校男性教員からセクハラ等を受けたこと、同男性教員の懲戒免職を求めること等の内容虚偽の投稿をして、東京都教育庁職員に閲覧させ、もって虚偽の申告を行った。

V

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（区部）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 64歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

減給10分の1 1月

3 発令年月日

令和6年3月27日

4 処分理由

令和5年12月1日、勤務校教室において、同校第1学年男子生徒を指導した後、同生徒を、同生徒が座っている椅子に布テープで巻きつけ、同生徒が立ち上がれない状態にするなどして、同生徒に恐怖感を与えた。

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課

電話 03-5320-6798（直通）